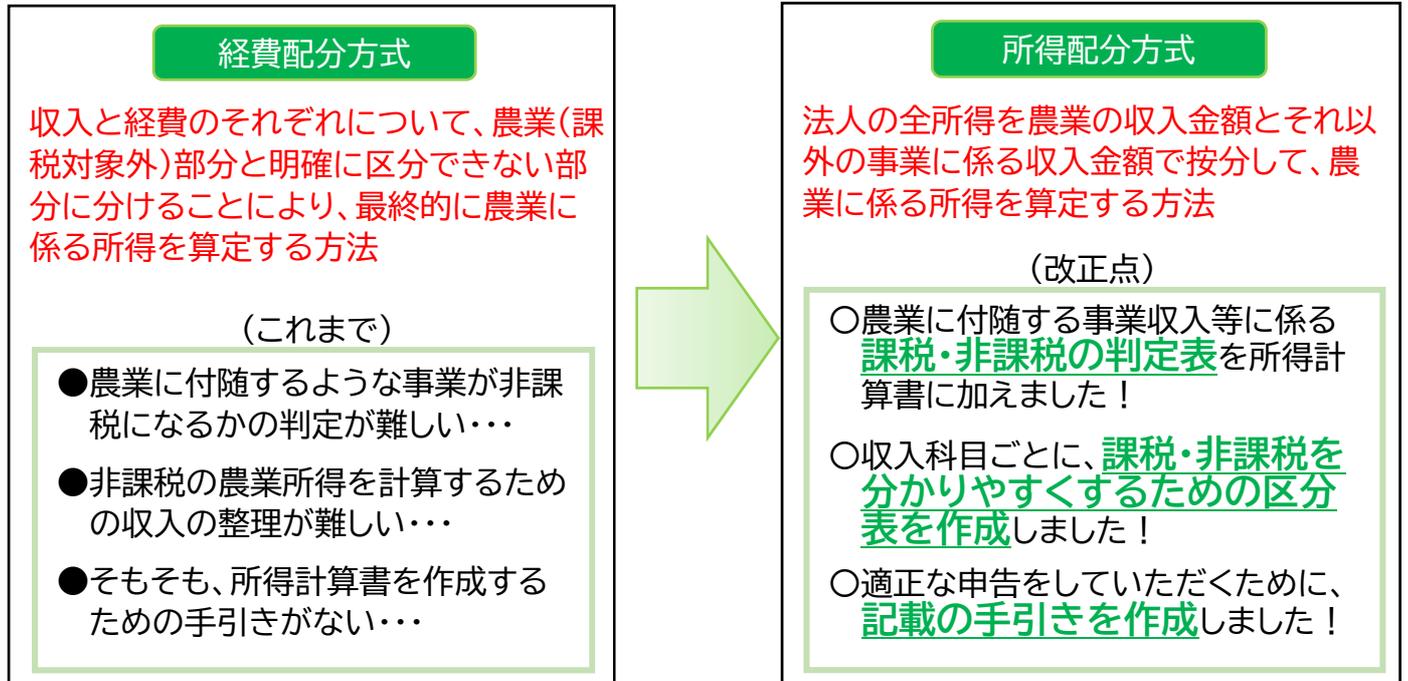


令和7年4月1日以後に開始する事業年度から 農事組合法人の所得金額の計算に使用する様式が変わります

令和6年3月 鳥取県

鳥取県では、このたび、農事組合法人を営む皆さまの申告事務の負担軽減と適正な所得計算による申告納付確保の観点から、農事組合法人に係る所得金額の計算書の改正と記載の手引きの作成を行いました。なお、この改正は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。



- 地方税法では、一定の要件を充たす農事組合法人が行う農業に対しては、法人事業税が非課税とされていますが、非課税となるのは、農業及び農業に付随する事業所得が対象となります。
- その農事組合法人が、課税・非課税となる複数の事業を併せて行い、共通経費等の区分が困難な場合に、按分により非課税所得を算定する様式である点は、従前と変わりません。
- 農業に付随する事業所得が非課税とされるのは、その所得が農業にかかる所得の1/2以下であることが条件ですが、適正な所得計算に基づいて申告していただくため、農業に付随する事業所得の課税・非課税の判定と非課税所得を計算するための様式に改正しました。
- 具体的な取扱いについては、新たに作成した「農事組合法人に係る所得金額の計算書記載の手引き」をご確認ください。
- 参考までに、所得計算を行うにあたっての 事務の流れ を裏面に掲載しております。

《お問い合わせ先》

名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号	管轄区域
東部県税事務所 課税課 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目 176	0857-20-3515	0857-20-3519	鳥取市・岩美郡 八頭郡
中部県税事務所 課税課 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3109	0858-23-3118	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所 課税課事業税・間税担当	〒683-0823 米子市加茂町1丁目 1 番地 米子市役所本庁舎2階	0859-31-9622	0859-31-9613	米子市・境港市 西伯郡・日野郡
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町1丁目 220	0857-26-7054	0857-26-7087	

計算書の様式及び記載の手引き等は [こちらから](#)
ダウンロードできます。(税務課ホームページ →)



農事組合法人の所得計算の流れ

1 所得計算書の提出が必要かどうかの確認

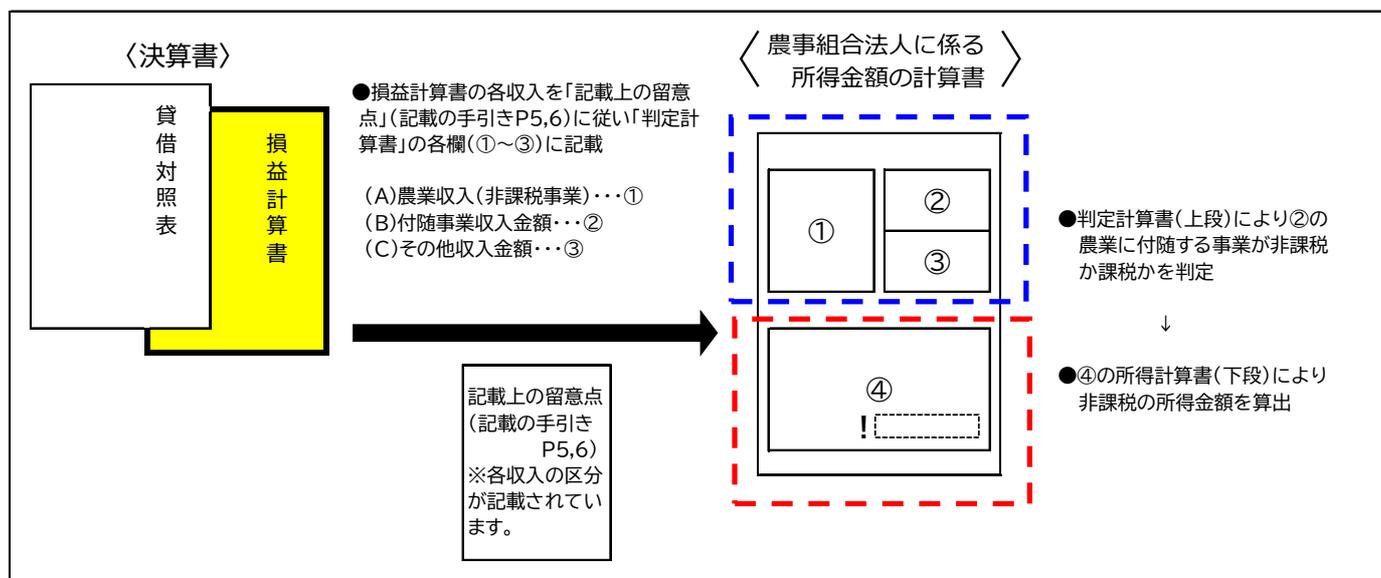
「農業法人の課税・非課税判定フロー」により、要件に該当するかどうかを確認してください。

※非課事業のみを行っている場合、又は、非課税事業と課税事業を併せて行っている場合、収入及び経費について区分経理されている場合は、提出は不要です。



農業(非課税事業)と付随事業等(課税事業)を併せて行い、共通経費等の区分が困難なものがある場合は、提出が必要です。

2 所得計算書の作成方法



〈第6号様式別表5〉所得金額に関する計算書

!	<input type="text"/>	←(22)農事組合法人の農業に係る所得
!	<input type="text"/>	←(36)合計

●所得金額計算書で算出した非課税所得を第6号様式別表5の「(22)農事組合法人の農業に係る所得」に記載した上で、「(36)合計」を算出

●別表5で算出した「(36)合計」を第6号様式「(28)所得金額総額」に記載し税額を算出

〈第6号様式〉

!	<input type="text"/>	←(28)所得金額総額
---	----------------------	-------------